

社会福祉法人悠々会

中長期事業計画

～2023年までの5箇年計画～

目 次

| | |
|------------------------|-----------|
| 目 次 | … P 1 |
| 中長期事業計画 基本方針 | … P 2 |
| 本 部 | … P 3 |
| [施設系サービス] | |
| 特別養護老人ホーム悠々園、短期入所施設悠々園 | … P 4～5 |
| グループホーム悠々園 I・II | … P 6 |
| グランハート悠々園 | … P 7 |
| [在宅系サービス] | |
| デイサービスセンター悠々園 | … P 8 |
| ヘルパーステーション悠々園 | … P 9 |
| 居宅介護支援事業所 | … P 10 |
| 鶴川第2 高齢者支援センター | … P 11 |
| ケアフルクラブ悠々園 | … P 12 |
| 訪問看護ステーション悠々園 | … P 13 |
| [地域共生サービス] | |
| あんしん住宅 | … P 14 |
| 悠々いきいき介護職員初任者研修事業 | … P 15～16 |
| 悠々会ボランティアセンター | … P 17 |
| [注 釈] | |
| 本文掲載加算要件について | … P 18～19 |

中長期事業計画 基本方針

「これからの5年間は定着と安定」

子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる地域社会を創ります。

《施設系サービス》

- ◆町田市で最後の多床室の特別養護老人ホーム悠々園は、地域のセーフティネットになります。
- ◆町田市で最後の特別養護老人ホームグランハート悠々園は、高齢者支援だけでなく、子育て・障がい者支援の拠点としての機能も充実させます。
- ◆グループホーム悠々園は認知症になってもすみ慣れた地域で穏やかに生活が継続できる住まいを目指します。

《在宅系サービス》

- ◆悠々会在宅支援チームを作り、自宅での生活を最後の日まで寄り添います。
- ◆介護予防は、運動スポーツ・勉強学習を取り入れ、民間企業との連携を大切にしていきます。

《地域共生社会型包括ケア》

- ◆ICT 地域サポーター、子ども民生委員、学生社会福祉協議会など、多様な人材が地域で活躍できる仕組みを作ります。
- ◆団地の高層階に学生・子育て世帯・医療介護従事者が無料で住み、下の階に住んでいる高齢者、障がい者の買い物、通院、移動支援を行う仕組みを作ります。
- ◆元気高齢者による、無料学習塾、食堂居酒屋、宅配サービス、ベビーシッター事業を行います。

1. 本部

1) オープンデータの収集と解析

地域市民の参画や行政と市民との協働を促進するオープンガバメントの流れは、高齢化社会における共生社会型地域包括ケア構築にあたって重要なポイントと考える。

公共データの活用促進、すなわち「オープンデータ」に着目し、5年先を見据えてオープンデータの積極的な収集および解析に務める。

解析されたオープンデータの二次利用としてニーズの高い地域支援事業を興していくが、その原資として寄付金およびクラウドファンディングを活用し、財源を確保しにくい事業の持続可能な運営を模索する。

これまで寄付を受動的に捉えてきたが、謝金の枠を超えて福祉のために寄付くださる実例もあるなど、当会への信頼や期待感の高まりを実感する機会に恵まれており、クラウドファンディングは社会福祉法人のもつ公益性とも相性が良いものと考え。

2) アート・図書などによるコミュニティスペース

特別養護老人ホームという空間は、高齢者の利便性を軸に、バリアフリーやユニバーサルデザインといった安心安全を前提とする極めて合理的な造りが一般的である。

しかし、いま世界的にアートの力が医療・介護にもたらす効果が注目を集めており、当会もその動向に注視している。当会が運営する特別養護老人ホームには比較的広い中庭があるほか、敷地内にも花壇や木々の植栽といったアートキャンパスにうってつけの環境が整っており、関心を寄せる美術大学やデザイン会社と協働し、アートセラピーという分野へのアプローチを試みる。

同様に、書籍の持つ魅力を引き出す取り組みも活発になっている。お気に入りの本や思い入れのある本をカフェやラウンジにディスプレイし、読み手同士のコミュニティツールとして活用する事例などがあり、当会の各事業でも活用法を検討する。

3) ITの活用

SNSの普及などITの発達により、近年ヒトのコミュニケーションの在り方が大きく変化してきている。福祉の現場はヒトが主体となる業務を中心に流体的であるにも関わらず、情報交換がアナログ式であることが多く、従来通りのやり方では情報伝達の遅延は否めない。

慢性的に不足する介護人材を補うために、当会ではシステム会社が提供する記録システムソフトの導入も順次進めているが、今後5年間でコミュニケーションツールを中心にIT分野へのアプローチをさらに加速させる。

具体的には、管理職同士が繋がるグループウェアソフトを始めとして、現場職員同士が繋がるインターカム、海外人材との意思疎通を強化する翻訳アプリなど、その場に居合わせる事が少ないヒト同士を繋ぐコミュニケーションツールを積極的に検討、導入していく。

2. 特別養護老人ホーム悠々園

1) 大規模修繕工事

ア) 建物備品の老朽化への対応

- ・ご利用者様 100 名分のベッドについて、15 年の使用で老朽化が進んでいる。介護度の重度化により長時間ベッドで過ごされるご利用者様も増加傾向にあることから、これまで培ってきた 15 年の介護実績を活かし、ご利用者様にとって快適性の高い製品の選定、買い替えを進める。 →2019 年実施予定
- ・従来型の特養という特性上、お食事の配膳下膳に大型温冷配膳車を使用しているが、その重量と使用頻度により、エレベーターの老朽化も進んでいる。エレベーターの故障は大事故に直結する可能性が高く、また万が一にも食事の提供が滞るような事態を避けるため、耐荷重の基準を満たした適切な製品への入れ替えを進める。 →2021 年実施予定
- ・屋上の防水設備も長年の使用による経年劣化が進んでいる。近年の気象変化により局所的な豪雨の発生も想定されるため、雨漏りや集中豪雨の浸水など未然防止の設備維持を適切に行う。 →2022 年実施予定

イ) 生活空間の利便性向上

- ・各フロアに設置されたご利用者様用共同トイレは寒暖の変化に弱く、ご利用時の快適性を損なっているほか、介護で付き添う職員の身体的負担も大きい。トイレ内へのエアコン設置を検討し、快適性の向上を図る。 →2019 年実施予定
- ・個室のお部屋には格納式トイレを備える洗面スペースが設置されているが、トイレ・洗面スペースいずれの視点からも使いづらい。個室での生活に必要な設備を見直し、プライバシーの確保や転倒防止にも配慮しながら整容に係るアメニティスペースの向上を図る。 →2020 年実施予定
- ・不調が続く機械浴槽については、すでに設備改修を終え新調した。一般浴室については浴槽の構造や水回りの設計上の問題もあり、中長期的に検討が必要と考える。財務状況を踏まえつつ、入浴の時間を心身ともにリラックスし、有意義に過ごしていただきたく、使いやすさや心地よさに配慮された浴室へとリニューアルしたい。 →2023 年実施予定
- ・災害発生に伴う大規模停電を想定し、ソーラーパネルや蓄電池の設置を検討する。最低限の電力確保により、喀痰吸引や在宅酸素療法、通信機器やトイレなどの利用が維持できる環境を整える。 →2019 年実施予定

ウ) 労働環境、来園者の利便性向上

- ・当園の会議室やトイレ、談話スペースは地域に開放し、イベントや介護予防教室など幅広く活用していただいている。地域の方々に気持ちよく活用していただきたいと考えるが、汚れの付着や壁の痛みが進み、通常の清掃では原状復帰が難しくなっている。最近では収納や機能性の見直しが図られ、カフェやショッピングモールなど、お洒落な空間コーディネートも珍しくない。汚れや傷も相まって当園の共用スペースは一層みすぼらしく感じられるため、リフォームに

よる福祉施設のイメージアップを図る。

→2020年実施予定

- ・肉体的精神的な負担も少なくない介護業務に従事する職員に休憩時間で気持ちを切り替え、リフレッシュできる環境を提供したい。当園の職員食堂や休憩室は簡素な作り、集団を意識した作りとなっていることから、独りの時間や癒しのスペースとしての役割を果たしていない。新たに開設する特養（グランハート悠々園）では開所時から個を意識し、くつろげる空間づくりに取り組んでいるため、それらを参考にリフォームを進める。

→2020年実施予定

2) 開設 20 周年記念祝賀イベント

ア) 家族参加型イベント

- ・共生社会として社会や地域との結びつきが強くなる中で、ご利用者様、職員それぞれの最大の支えとなったのはご家族と考えている。20年間事業を継続することができたのもその方々の支えがあればこそ。20周年を祝う場には私たちを支えてくださったご家族を招待、参加していただけるイベントを企画立案したい。

→2023年実施予定

イ) 永年勤続褒賞

- ・事業開設 20 年のお祝いの席には、勤続 20 年となる職員も複数名在籍しているものとする。離職率の高い介護業界において、20年間法人を支え貢献していただいた職員に労いの言葉に記念品を添えて贈呈式を行いたい。

→2023年実施予定

3) 海外人材の活用

EPA（経済協力協定）にもとづくフィリピンの介護人材の力も得て、介護サービスの充実に取り組み 2 年が経とうとしている。介護技術および日本語の習熟度を高めるため、現場では日々試行錯誤しており教育制度の確立を急いでいる。施設サービスでは、今後 5 年間も継続して海外人材招致を目指す。

一方で、海外人材の可能性を模索し、この 2 年間 EPA 以外の制度活用なども試みたが、ご利用者様に対する適切なサービス提供の担保が難しいと判断せざるを得ないケースもある。海外人材の活用にあたっては、人材の語学習熟度や就業継続の可能性など介護現場での有効性に留意し人材拡充を図る。

→継続実施予定

4) 介護現場での IT 化

介護業界にも IT 化の波が押し寄せてきており、活用の如何によって業務効率に大きな差がでるものとする。IT 化の一環として、施設系サービスでは、タブレット端末を活用した介護記録システムの導入を始めた。直感的に操作、記録できるシステムの活用により、PC 入力を苦手とする職員の記録作業が捗るなど業務効率の向上が期待される。

介護度の重度化により医療との連携はますます重要になっていくため、医療機関との間で記録システムをネットワークで結びつけたい。IT 企業やシステム開発の技術向上に依るところが大きいですが、技術の進歩や利便性の高い製品が次々に出ることが予想されるため、情報収集に務める。

→継続実施予定

3. グループホーム悠々園

1) 建物修繕と園庭の改装

ア) 各棟の老朽化への対応

- ・各棟、開設より 10 年目を迎え建物各部位の劣化が進んでいる。ベランダ部分からの雨漏りやリビング部分の業務用エアコン、エレベーターの修理を都度行っている。現在では適宜の修理で済んではいるが、修理箇所に応じて入れ替えの検討も行っていく。 →2023 年実施予定
- ・日々の清掃以外にも、窓や床の定期清掃は業者によって行なわれているが、リビングや各居室内の壁紙については色むらやシミ、はがれなどが目立ってきている。全体的な張替えを検討していく。 →2021 年実施予定

イ) 園庭の改装

- ・現在、園庭に沿って生活道路工事が続いており、約 10 年後には町田市民病院近くまで延びる計画とされている。バスや普通車両、歩行者の通行も増えていくことが予想される。既に園庭沿いの歩道の建設は済んでおり、車道から園庭までは車両が入庫できるよう舗装は出来ている。今後は園庭から歩道までの出入口の設置や駐車場の整備を検討していく。併せて、ご利用者様のプライバシーや防犯面からも樹木の植え替えや増植、レイズベッドの制作を行っていく。 →2020 年実施予定

2) 地域参加

ご利用者様が認知症になっても住み慣れた地域の中で穏やかに生活を継続していただくために、自治会や高齢者支援センター、近隣のグループホーム、小学校等と連携を図り季節ごとに行事開催を進めていく。近隣住民の方々とのイベントも計画し、今まで以上に顔見知りの関係を深めていく。多くの方々にグループホーム悠々園を認知していただき、待機者確保にも繋げていく。 →継続実施予定

3) 拠点区分間借入金返済へ

平成 31 年 9 月で長期運営資金借入金の返済が終わることで拠点区分間借入金の返済や修繕積立に充てることが可能になってくる。返済と積立のシミュレーションを立てながら計画的に行っていけるよう進めていく。 →2020 年実施予定

4) 介護現場での I T 化

介護業界にも I T 化の波が押し寄せてきており、活用の如何によって業務効率に大きな差がでるものとする。I T 化の一環として、施設系サービスでは、タブレット端末を活用した介護記録システムの導入を始めた。直感的に操作、記録できるシステムの活用により、P C 入力を苦手とする職員の記録作業が捗るなど業務効率の向上が期待される。

介護度の重度化により医療との連携はますます重要になっていくため、医療機関との間で記録システムをネットワークで結びつけたい。I T 企業やシステム開発の技術向上に依るところが大きいですが、技術の進歩や利便性の高い製品が次々に出ることが予想されるため、情報収集に務める。

4. グランハート悠々園

1) ご利用者様へのサービス提供の安定化

ア) 見守り支援システム（眠りスキャン）

法人で初の介護ロボットとして導入している見守り支援システムは、ユニット型で生活されるご利用者様の居室環境（個室）ではプライバシーを守りながらベッド上の状態を把握できる優れたシステムである。職員が細やかな設定を柔軟に使いこなせる様、メーカーを交えた委員会や、ナースコール機器、記録システムとの連動制を確認しながら、安全に活用していく。また、夜勤者の身体的・精神的な負担軽減も合わせて機能出来るよう継続して取り組む。

→2018年～2020年継続的实施

イ) クックチル方式の食事提供

直営による食事の提供は調理員による主厨房調理と介護職員によるユニット盛り付けで役割分担され提供されており、安定的な食事提供を3年の期間で定着させる。4年目以降の取り組みとして主厨房は使用せず、調理員をユニット毎に配置する。介護職員と調理員がユニット内で協働する事で、ユニット内での食材管理、調理が完結され、更に食事介助を調理員が行えるような体制をとる。

→2022年実施

ウ) 看取り介護

ご利用者様、ご家族様が医療的な処置を希望しない場合、医師の診断のもと、医学的に回復の見込みがないと判断した方に対し、死に至るまでの期間、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行う。医師との連絡体制、多職種による支援の研修を十分に実施した後、施設の体制として整備する。

→2019年実施

2) 職員の人材雇用の継続と定着

グランハート悠々園で働くすべての職員が当事者意識を持ち、居心地の良い職場環境を追求し、取り組む。2018年度は職員紹介褒賞制度をしっかりと活用し、新規施設として注目度も高い事から認知度も上げながらWeb媒体や応募頂いた方への懇切丁寧な説明・見学対応を行い人材雇用の定着を継続する。

→継続実施

3) 地域との関わり

ア) 団地キャラバン

団地キャラバンへ継続的に参加する。グランハート悠々園が忠生地域エリアの皆様との関わりを続け、身近な施設として存在する。

→2018年以降継続実施

[在宅系サービス]

5. デイサービスセンター悠々園

1) 館内修繕計画

ア) 一般浴浴室のリフォーム

浴槽は段差の少ない形状とスロープ設置へ。個浴槽にリフトの設置を行い、フレキシブルな対応を可能にする。
→2020年を目途に実施

イ) 共同トイレのリフォーム 多目的トイレの新設

共同トイレ内車椅子対応型スペースに左右同等の手すりを設置し、バリアフリー（ユニバーサルデザイン）な環境に。ご利用者様から「共同トイレまでの距離が遠い」というご意見を多くいただいている事から、デイフロア近くに「多目的トイレ」の新設を検討したい。
→2023年を目途に実施

2) 地域貢献

ア) デイサービス車両の活用

日中使わない時間帯に地域の方々へ無料で貸し出しを行う事で、近隣地域で外出が困難な方々へお役に立てるよう貢献していきたい。

対象車両：リフト大型1台 マイクロタイプ1台 車椅子対応軽1台

→2019年を目途に実施

3) 家族介護支援

ア) ご家族様在宅介護のサポート

デイサービスご利用のご家族様を中心に在宅での介護負担軽減やエンパワメント向上を目的とした研修会を定期的開催していく。ゆくゆくはご家族様からも「介護」という業種への興味関心を持って頂けるような研修内容も展開し、介護人材の拡充も視野に入れていきたい。
→2019年を目途に実施

4) 働きやすい職場環境づくり

ア) 子育て世代の働きやすい環境づくり

子育て世代の方々が働きやすい環境づくりを検討していく中で、「託児所」の設置を勘案として取り上げていきたい。デイサービスのサービス提供中に交流の場を設けるなど、厚生労働省「宅幼老所」のコンセプトを参考に展開をできればと考えている。

常勤・非常勤勤務の方を想定

託児所の整備：2022年までに実施

運営規定改定：2021年までに実施 2023年を目途に運用予定

6. ヘルパーステーション悠々園

1) 「まちいきヘルパー」「生活援助従事者（新設資格）」の雇用拡大

- ア) 「生活援助従事者」に関しては新設資格 →2019年より採用開始予定
- イ) 長期にわたり登録・就労をしてもらうために、魅力のある賃金体系にしていく
現在の賃金体系の見直し・検討→2019年より検討開始

2) ICT化と人材育成

ア) サービス提供責任者の業務をスリム化

現在、連絡ツールが電話となっており一日の業務で情報伝達に費やす時間が膨大であるためタブレットシステムの導入を検討（特定事業所加算取得にも関連）

- ・2018年 システム業者より情報取得中
- ・2019年 システムに移行する業務の精査、次年度事業計画への予算計上準備)
- ・2020年 システム導入予定

イ) 事業所間連携と地域連携

ICT化に伴い 利用者様の状況・状態をリアルタイムで確認する事ができる上、クラウドシステム上関係事業所間で情報共有を行えるよう連携を進める

- ・2020年 システム導入予定

3) 人材育成

様々なケースに対応できるよう登録ヘルパーの技術力UPや、介護福祉士取得を視野に入れた個々人のレベルアップ

- ・2018年より内容の検討開始し、ICT化によりサービス提供責任者業務を一部整えることにより、登録ヘルパーの資質向上に向けた教育体制を整えていく

4) 収益力強化

- ・特定事業所加算取得 ⇒「特定事業所加算Ⅱ」の取得により、介護給付報酬の10%UP介護報酬の実質マイナス改定
- ・職員不足の中で離職を防ぐための人件費上昇等を含め介護保険法改正や報酬改定の今後の動向に対応し、運営体力を強化していく。
- ・全国でも条件をクリアできる事業所は20%程度と言われる<必須条件>と現時点での当 事業所の業務内容の精査、予算の発生する部分についてICT化。

→予算計上…2019年 →加算取得申請…2020年予定

5) 長期目標の策定

- ・『2025年問題』に対して、安定したサービスを提供する体制を整える
- ・第3次町田市地域福祉計画で『地域福祉を担う人づくり』という基本目標の中で、「福祉専門人材の育成・確保」が上げられている事を受け対策していく。
- ・地域の中心となるべく、安定した運営と多岐にわたるケースに対応できることを目標にする。

7. 居宅介護支援事業所悠々園

1) 職場環境への取り組み

ア) 主任介護支援専門員の増員および人員の増員 →2021年を目途に整備
主任介護支援専門員の資格所持が事業所の指定要件となる為、確実に事業存続が出来るように、内部より主任介護支援専門員の資格所持者を増やし、2名体制とする。

イ) 職員の労働環境の改善

業務の効率化、残業削減を図れるようにミーティングで意見交換の場を設けると共に、一定時刻で電話を転送に切り替えることを検討、実施する。 →2019年に実施
業務効率の向上を視野に、ICT、AIの活用の検討や使用しているシステムの機能や環境について見直しを行う。 →2023年実施に向けて他部門と共同で検討
溜まっている書類やデータの保管方法を見直し、一定のルール化を目指す。

→2021年までに整備

ウ) 移動手段について (2019年に実施)

リース車両の老朽化に伴い、車両の買い替えを予定。

2) ケアマネジャーの質の向上への取り組み

ア) 職員の質の向上 →2019年以降実施
H30年度に作成した業務マニュアルを見直し、必要な修正、加筆を行う。

イ) 医療連携の強化について →2020年の達成を目指す

入院した利用者の情報を1週間以内に医療機関に提供することを意識し、「入院時情報提供加算」を入院されたご利用者様の80%以上での算定を目指す。

退院がスムーズに行えるように医療機関と積極的に連携していくことを意識し、「退院連携加算」を年間35回以上(特定事業所加算Ⅳの算定要件となる回数)の算定を目指す。

ウ) 看取りへの対応について →2021年以降に検討

看取りへの対応が出来る体制を整えていけるように、2021年の制度改正の動向により、人員の増員を検討する。

エ) 地域包括ケアシステムを意識したケアプランの作成 →2019年より実施

鶴川第2高齢者支援センターエリア内のインフォーマルサービス(老人会や住民活動等)の活動状況に関する把握と、把握したインフォーマルサービスの情報や活用方法、ケアプランへの記載方法などに関する情報共有や検討の場を、それぞれ年1回新たに設ける。

3) 地域貢献

ア) 特定事業所としての地域への貢献 →2023年までに整備

他法人と共同で研修会や事例検討会の企画を行うこととされているが、研修体系の複雑化もあることから、圏域内や市内の事業所と効率の良い開催方法を検討し、開催していく。

イ) 在宅介護へのサポート →2019年を目途に実施

介護に関する教室や講演、地域活動などへの参加を通じて、ケアマネジャーとして制度やケア方法などに関する助言を行うことで、相談いただきやすい環境をつくる。

8. 鶴川第2高齢者支援センター

1) 中立公正な委託業務の遂行

年度毎の事業内容については町田市地域包括支援センター運営事業委託業務仕様書を基本とするが、町田市介護保険事業計画（現在は、第7期 2018年度～2020年度）に基づいて、地域包括ケアの深化・推進を進める。その中で、中立公正に努め、地域住民、関係機関とのより円滑な関係を構築する。

2) 地域内ネットワークとの協働

鶴川地区協議会の構成団体として協働・連携に努めると共に、障がい、児童等幅広い関係団体等のネットワークを構築する。介護予防サポーター等アクティブシニアの活躍の場作りや地域の支え合いの仕組み作りについても協働でおこなう。

3) 地域力向上への支援

地域の自治会等に対し、介護・医療等について情報発信・啓発の場を町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト参画団体を中心とした専門職と協働で設ける。地域力の向上を図ると共に、専門職の地域貢献、地域住民との相互理解の推進を図る。

4) 事業継続への体制確保

2020年度からの町田市地域包括支援センター運営事業業務受託法人選定のためのプロポーザルについて、2019年度実施予定となっており、継続して業務委託を受けられるように人員・設備等の体制を確保する。また、今後町田市高齢者支援センター設置の体制（現在12センター、ブランチとして各あんしん相談室）の再編も検討されており、支援センター連絡会等を通じ、町田市行政の情報について常に最新情報を得ながら、情勢変化への対応を準備、計画する。

5) 情報の管理・効率化

支援センター、あんしん相談室間の情報共有の効率化を図る。委託事業としての情報管理に注意しながら法人全体のICT化、情報の共有・効率化を進める。

9. ケアフルクラブ悠々園

1) 新規事業所開設（拠点拡大）

ア) 市基準「通所サービス A 型」（ケアフルモデル進化版）の事業所を開設する。

- ・社内ベンチャーによる新規事業の開設とし、職員の活性化とする。
- ・人件費等コストを抑えた運営方法を模索し、低報酬に対応できるコンパクト経営のシステム作りを構築し、利益を生む事業を展開する。

日中：通所サービス（通所サービス A 型）

夜間：無人フィットネス、学習塾、子どもフィットネス等

人材：元気高齢者（アクティブシニア・介護予防サポーター等）の活躍と就労

取組：クラウドファンディングスタイルの確立

（寄付を頂ける事業所へ）

開設目標：2023 年までに 2 事業所

2) 法人全体の健康度向上に寄与する。

衛生管理者との連携し、腰痛予防教室をはじめ、メタボ・ロコモ・フレイルといった健康寿命を阻害する予防教室を定期開催し、外部への出張も積極的に行う。

厚労省発スマートライフプロジェクトに参画し、職場の健康作りに着手する。また「健康寿命のばそう！アワード」にエントリーし受賞を目指す。 →2021 年

3) 自費クラスの活性化

NPO 法人や民間企業と連携し、施設や車両を提供及び人材の相互派遣等を具現化し、自費クラスを中心に健康長寿を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の活性を促進する。 →2019 年

4) 町田市通所型サービス C（短期集中型サービス：運動型）の受託

運営基準に沿って人員等整備し受託につなげる。 →2020 年

10. 訪問看護ステーション悠々園

- 1) 訪問看護ステーションの本部への移転 →2020年目標
 - ・事務作業の効率化 ・緊急訪問時の迅速な施設車両の使用
 - ・他部署とのコミュニケーションの構築（特に居宅やヘルパーステーションとの密な連絡と通信費用の削減） ・登録ヘルパーへのたん吸引などの指導
 - ・家賃光熱費、通信費などの支出の削減 ・本部朝礼への出席
- 2) 大規模化（利用者150名、職員10名、月の訪問回数90件/人） →2024年目標
 - ・緊急訪問へ迅速な対応をし、利用者へは安心感を、他事業所へは信頼感を
 - ・職員のオンコールの回数を減らし職員の身体的・精神的負担の軽減を図る
 - ・収支の安定を図る（地域の人が病を持って、安心して自宅で暮らすのに訪問看護が絶対に必要となる。そのためには経営の安定が必要）
- 3) ライフアンドバランスを整える →2024年目標
 - ・有給消化率100%を目指す
 - ・時短勤務や職員が置かれている環境状況への理解と対応
 - ・自給か歩合かを選べるシステムの構築
 - ・現在使用中のシステムの見直し、ICT・AIの検討で業務の短縮、残業の減少
- 4) 地域活動への参加 →2019年より実施
 - ・認知症グループホーム、精神障害者グループホームなどとの医療連携契約を増やす
 - ・高齢者施設等への訪問看護を増やす
 - ・研修会・勉強会（事例の検討会・ターミナルケア研修・喀痰吸引等研修など）
 - ・相談対応（地域相談室の設置・認知症カフェの運営の支援・遺族ケア・デスカフェなど）
 - ・地域包括ケアの推進に向けて、医療と介護と地域を繋ぐコーディネーターとなる
 - ・鶴川地区の訪問看護ステーションとの情報の交換をしながらより良い在宅生活の形を模索し、協働し在宅看取り率の増加に繋げる
- 5) プライベート看護サービス（自費の訪問看護）の普及、収入の20%を目指す →2024年目標
 - ・レスパイト機能の充実（同時に小児や子供への訪問も始める）
 - ・最期まで自宅で生活したいが、介護保険給付限度額を超える時は医療機関へ入院となるケースが多い
 - ・旅行や外出など、QOLの向上
 - ・時間、場所、距離を選ばずに利用できる看護サービス
 - ・自費だからこそできる完全オーダーメイド
 - ・生き方や人生観を反映した欲求に対応
 - ・医療保険、介護保険の財政圧迫の回避
- 6) 長期計画 鶴川地区 在宅及び非医療機関での看取り率20%

「最期はどこで亡くなりたいか」の質問に60%以上の方が「自宅で」と答えるという。法人には高齢になっても、障害や疾病があっても、誰もが相互に尊重し、支え合いながら住み慣れた地域での生活を送るための地域包括ケアシステムがあり、地域の方やボランティアの方たちと共に鶴川地区で暮らす人たちと、悠々会で働く人たちが繋げて作られたネットワークがある。この地域包括ケアシステムを他事業所と共に構築することで、鶴川地区では厚生労働省が目標とする在宅や非医療機関での看取り率25%も可能で、医療と生活の両側面から支援することのできる訪問看護は重要な役割を果たすと考える。

11. あんしん住宅事業

1) サービスの向上

- ・2023年までに見守りや安否確認システムのICT導入を目指し、単身の高齢者等が昼夜問わず安心して過ごせる仕組みづくりを行う。
- ・見守りシステムは、アプリケーションとの連携や民間企業とのタイアップで開発し、人件費の削減や他職種との情報共有を効率的に行う。
- ・生活支援は、モビリティサービスを充実させるため、電動カート等を利用し、地域住民やボランティア協働による買い物支援と通院支援を実施する。
- ・介護保険外有料サービスの運営

2) 宅建取引業の申請と鶴川空き家バンク

- ・高齢化が進む中、ご自宅の土地や建物を売却し、賃貸物件への転居費や高齢者施設等の入居金の支払いに充てたいという方からの相談が増える事が予想される。2020年までに当会が宅建業の申請を行い、空き家の賃貸や売却、仲介をすることで財源を確保する。
- ・町田市居住支援協議会と連携し、空き家を有効活用した地域コミュニティの設置と定住を推進し地域の活性化を図る。

3) シェアハウス型ホームホスピスの運営

- ・人生の最期を家庭的な雰囲気でも過ごしたい高齢者や、施設入所を待つ介護を必要とする人の受け皿として、2020年までに空き家を利用したシェアハウス型ホームホスピスを運営する。
- ・自宅でもなく、施設、病院でもない“終のすみか”と呼ばれるホームホスピスで介護保険サービス等を利用しながら、最後まで安心して暮らせるサービスを提供する。

12. 人材開発室

1) 介護人材育成

2016年度から実施している「町田市元気高齢者介護人材育成雇用事業」受託による、アクティブシニアを対象とした「悠々いきいき介護職員初任者研修」の補助事業は3ヶ年の計画・実施を経て2018年度をもって終了となる。これまでに介護職員初任者研修事業で培ったノウハウを活かし、今後は世代や国籍等を問わず介護職への興味や志しを持っている方に対し、受講料無料もしくは低料金設定による介護職員初任者研修を実施する。一定の知識を習得した多様な人材が介護現場に仲間入りするサポートを行い、将来の介護人材を育成する場としていきたい。初任者研修事業継続に向けては、財源の確保が課題であるため適宜、協議・検討し進めていく。財源の確保については、以下に示した東京都福祉人材センターの「介護職員初任者研修資格取得支援事業」の受託を目指し、これに該当する受講者にかかる費用補助を受け研修事業費の一部を賄えるようにしていきたい。

- ・東京都介護職員初任者研修事業（通学型）の継続

対象者：子育て中のシングルマザー、外国人、学生、アクティブシニア、就職活動中の方、就労支援中の方（あんしん住宅利用者）、法人内無資格者など

受講料：検討。→資格取得後、悠々会に就職し一定期間の勤務実績を経て受講料をキャッシュバックすることにより実質受講料負担をゼロにするしくみを整備する。

- ・東京都福祉人材センター「介護職員初任者研修資格取得支援事業」の受託（2019年度以降）、補助事業の活用を目指す。

<事業概要>※2018年度の募集内容から抜粋

【内容】

○東京都が、東京都社会福祉協議会東京都福祉人材センターに委託し実施する。

○介護業務の経験を希望する職場体験事業を行った方を対象に、東京都福祉人材センターが公募委託する都内介護職員初任者研修事業者による無料の介護職員初任者研修を開講し、資格取得を支援する。

【研修事業者】

東京都介護職員初任者研修事業者の指定を受け、2017年度に都内での初任者研修の開講・修了実績があり、平成30年度においても当該研修を実施する研修事業者

【委託金額（東京都福祉人材センターと受託事業者間の委託契約）】

委託金額は、講座実施に必要な全ての経費とし、1人あたり11万円以内（税込み）

【受講対象者】

職場体験事業を行った、東京都内で介護業務への就労を希望する学生、既卒者、主婦、元気高齢者、離職者及び就業者

2) 研修修了者の就労支援、地域参加推進

この研修が教養目的にとどまらず、就労や社会参加・社会貢献へと繋げる。受講者の希望に応じながら、当法人への積極的な採用を進め介護人材の充足とサービスの質の維持・向上を図るほか、受講者の就職選択肢に合った地域で介護人材として活躍していけるよう支援する。

- ・就労支援（個別面談、法人内職場体験、施設見学・面接等への同行など）
- ・ボランティア登録及びボランティア活動

3) 法人内事業所との連携による介護人材及び地域を支える人材の確保

- ・在宅系及び施設サービス（介護人材として）
- ・ボランティアセンター、あんしん住宅等（地域を支える人材として）

13. 悠々会ボランティアセンター

1) 地域との関わり

ボランティアセンターは常に鶴川地域（14の町）との関わりという点で様々な場面で地域貢献（プロボノ）を果たしていきます。高齢者のみならず子育て、障がい者およびそれに関わる地域住民のためのボランティア拠点として機能を果たします。また、地域に関わりのある組織やグループ団体との交流/情報交換/支援/協力など推進させ鶴川地域の活性化に努めます。

- ・ 高齢者の移動支援体制づくり
- ・ 鶴川地区社会福祉協議会づくり（地区社協）
- ・ 2020年オリンピックへの対応

2) アクティブシニアの地域参加推進

第3次町田市地域福祉計画での「地域福祉を担う人づくり」という基本目標に沿って、2025年問題に対して、元気高齢者の活用という点でアクティブシニアの地域貢献/地域参加を推進させます。特に男性の地域参加を重点にボランティアコーディネーターの育成を図っていきます。

- ・ 男性高齢者の地域デビュー推進
- ・ 地域生涯学習センターの開催

3) ボランティア活動参加の推進

地域に住むアクティブシニア及び若年層の悠々会グループでのボランティア参加を推進します。施設をボランティアに提供し地域デビューを後押しします。それにより地域との繋がりを持っていただき、ボランティアの方々のチャレンジを応援していきます。

- ・ ウェルビーイングの推進（地域参加、デビューの推進）
- ・ イベント開催、イベントへの企画/参加
- ・ 集う場作り

4) 登録ボランティアへのフォローアップ

年2回のボランティアの集いをはじめ、約120名の登録ボランティア、また中心的な活動の約60名のボランティアの方々をサポートフォローしていきます。登録者は累計で300人を超えているが、実質の活動は約120名以下であり、ボランティアの方々の高齢化に伴う入れ替わりに対応をしていきます。

[注釈]

本文掲載加算要件について

1. 居宅介護支援事業所 特定事業所加算Ⅳの算定要件について

・既に特定事業所加算Ⅰ～Ⅲ（現在、悠々園では特定事業所加算Ⅱ（A）を算定中）を算定している事業所への上乗せの位置付けで、下記の要件を満たしている場合に算定が可能となる。

- ① 1年間に退院・退所加算算定に係る病院等との連携回数が35回以上
- ② ターミナルケアマネジメント加算（B）を1年に5回以上算定している

（A）特定事業所加算Ⅱ（算定単位：月400単位）の算定要件について

下記のすべての要件を満たしている場合に算定が可能

- ① 常勤の主任介護支援専門員等を1名以上配
- ② 常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置
- ③ 利用者の情報や留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的開催
- ④ 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応することが可能
- ⑤ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施
- ⑥ 地域包括支援センターと連携を図り、自ら積極的に支援困難事例にも対応可能な体制を整備
- ⑦ 地域包括支援センターが主催する事例検討会、他法人と協働で開催する事例検討会（または研究会）などに参加
- ⑧ 運営基準減算・特定事業所集中減算の適用を受けていない
- ⑨ 介護支援専門員1人（常勤換算）の利用者数（介護予防含む）が40名未満
- ⑩ 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している

（B）ターミナルケアマネジメント加算とは（算定単位数：月125単位）

- ① 特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定している。
- ② 在宅で死亡した末期がん患者が対象（最後に入院して死亡した場合は対象外）
- ③ 上記前提条件を満たしたうえで、月2回ケアマネが家庭訪問して主治医と居宅サービス事業者に情報提供すれば算定が可能。

2. 訪問介護における特定事業所加算Ⅱの算定要件について

(1) 計画的な研修の実施

全ての訪問介護員等（サービス提供責任者を含む）に対し、訪問介護員ごとに研修計画を作成し、計画に従い研修を実施 または 実施を予定していること。

→個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期などを定めた計画を策定しなければならない。

(2) 次に挙げる基準に従い、指定訪問介護が行われていること

①会議の定期的開催

利用者に関する情報もしくは留意事項の伝達・訪問介護員などの技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。→サービス提供責任者が主宰し、サービス提供にあたる訪問介護員等のすべてが参加するものでなくてはならない。「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。

②文書等による指示及びサービス提供時の特段の要望

サービス提供にあたっては、サービス提供責任者が訪問介護員に対し情報や留意事項を文書などの確実な方法により伝達してから開始し、サービス提供終了後担当介護員から適宜報告を受けること。

→「文書等の確実な方法」とは文書を手渡しする方法以外に、FAX・メールなども可能。

(3) 定期健康診断の実施

全ての訪問介護員等に対し、健康診断などを定期的の実施すること。

(4) 緊急時における対応方法の明示

緊急時に等における対応方法が利用者に明示されていること

→緊急時の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間などを記載した文書のこと。

重要事項説明書等に当該説明を明記することをもって足りる。

(5) 人員要件 ①or②のいずれかに適合していること

①（訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上）または（介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修課程修了者、1級課程修了者の占める割合が100分の50以上）

②サービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士であること。ただし、一人を超えるサービス提供責任者を配置する事とされている事業所は常勤のサービス提供責任者を2名以上配置する事。